

# 山辺高校サッカー部とボスコヴィラサッカーアカデミーの連携の在り方について

資料1

## 1 責任に対する考え方

### ○今回の飲酒事案の問題の所在

- ・飲酒事案の発生及び事案に対する指導が行われなかったこと
- ・基本合意書により、ボスコの寮内での生活指導はボスコで行うと定め、校長は今回の飲酒事案を、「家庭内での出来事」という認識をもっていたこと

今回の事案において、校長は責任を果たせていたのか…

山辺高校の生徒として、違法行為には学校が指導すべきである

### ○サッカー部指導のアウトソーシング

#### ◆山辺高校の役割

- 【活動】…「公式戦」「県内練習試合」での指導
- 【責任】…生徒の心身の健康管理、部活動指導員の監督、事故防止、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成 等
- 【保険】…日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を適用

#### ◆アカデミーの役割

- 【活動】…「練習」「県外練習試合」「遠征」「寮生活」での指導
- 【責任】…実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、用具・施設の点検・管理、管理運営、保護者等への連絡、指導計画の作成、健全な生徒の育成、地域の活性化 等
- 【保険】…ボスコが加入する損害保険を適用

適正な役割分担を図るための規定の明確化 → 基本合意書の刷新

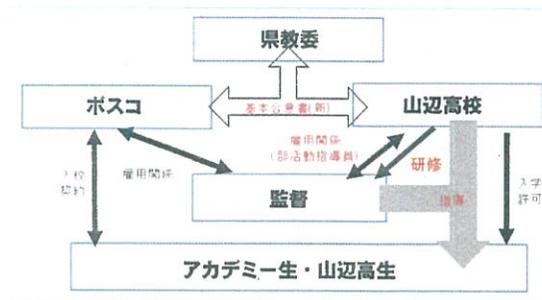
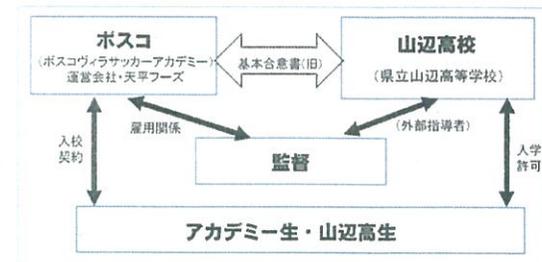
## 2 連携強化への対応

3. 1. 29 報道発表  
山辺高校  
ボスコヴィラサッカーアカデミー  
県教育委員会

- ①基本合意書の刷新
  - ・山辺高校・ボスコ・県教委三者による合意
  - ・適正な役割分担を図るための規定の明確化
  - ・山辺高校・ボスコの活動に対する、両者の協力を明記
  - ・山辺高校・ボスコによる連絡協議会の新設及び定期的な開催、県教委への報告
  - ・県教委の関与を明記

- ②指導体制の充実
  - ・ボスコの監督を山辺高校の「部活動指導員」として任用、研修を実施
  - ・山辺高校の教員による寮での指導を実施

- ③学校教育への位置づけの明確化
  - ・令和4年度から、山辺高校普通科に「スポーツコース」を設置
  - ・サッカー、馬術、ライフル射撃の各競技に取り組む生徒を県外からも募集
  - ・教育課程内でも、スポーツ選手として必要な知識や心構えなどを学習



奈良県立山辺高等学校、ポスコヴィラサッカーアカデミー及び奈良県教育委員会の基本合意書

奈良県立山辺高等学校（以下「山辺高校」という。）、ポスコヴィラサッカーアカデミー（以下「ポスコ」という。）及び奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）は、次のとおり基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本合意書は、山辺高校とポスコの両者（以下「両者」という。）が、相互の連携をもとに、サッカーを通して健全な生徒の育成及び地域の活性化に貢献することを目的とする。

（合意内容）

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、以下の内容について合意する。

- (1) ポスコでの活動及び並松寮での生活に関しては、ポスコの管理下で行う。
  - (2) 奈良県高等学校体育連盟及び一般社団法人奈良県サッカー協会主催等の公式戦及び県内サッカー協会登録チームとの練習試合は、山辺高校サッカー部として出場する。
  - (3) (1)及び(2)において、両者は、必要に応じて協力するものとする。
  - (4) ポスコでの活動中に加え、山辺高校及び並松寮とポスコの間の移動中に発生した負傷等の事故等については、ポスコが責任をもって対処し、ポスコが加入する損害保険を適用する。
  - (5) ポスコはその活動に際して、山辺高校の教育活動に支障が出ないように留意する。
  - (6) ポスコに所属する生徒に関する生徒指導上の問題が生じたときは、両者が相互に連携して、この解決に当たるものとする。
  - (7) ポスコが作成する募集要項等の内容に関しては、両者で事前に検討を行う。
- 2 両者は、前項に掲げる事項等の連絡及び調整を図り、第1条の目的を達成するため、両者の関係者で構成する「連絡協議会」を設置し、定期的を開催して相互の連携に努めるものとする。
- 3 山辺高校は、遅滞なく、連絡協議会の内容を県教委に報告しなければならない。

（県教委による指導又は助言）

第3条 県教委は、第1条の目的を達成するために、前条第3項の規定による報告を踏まえ、必要と認めるときは、両者に対し指導又は助言を行うことができる。

（有効期間）

第4条 本合意書は、契約の締結の日から発効し、有効期限は令和3年3月末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までにポスコ、山辺高校、県教委の3者（以下「3者」という。）いずれかから改正又は廃止の申し入れがない場合は、さらに1年間契約を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本合意書に定めのない事項及び本合意書に定める事項の疑義については、3者が協議の上解決を図る。

上記の合意の証として証書3通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年1月29日

奈良県奈良市都祁友田町937  
奈良県立山辺高等学校  
校長 吉岡敏之

奈良県奈良市針町3918  
ポスコヴィラサッカーアカデミー  
ゼネラルマネージャー 播摩稔

奈良県奈良市登大路町30  
奈良県教育委員会  
教育長 吉田育弘